

皆様にお詫びを 申し上げます

市民の皆様には、大変申し訳ない
事案が発生しました。まずは広報
せんぼくの紙面をお借りしてお詫
びを申し上げます。

※

すでに新聞やテレビ等で報道さ
れています。平成15年分から17
年分の3年間にわたる所得税の確
定申告について、旧角館町にお住
まいの4人の方々の還付申告書が
「本人の了解なく税務署に提出さ
れていた」とされる事案です。「当
時の担当者が医療費や国保税など
の控除額を根拠なく架空計上し、
虚偽の還付額を税務署に請求した
上、それを納税者に還付すること
なく滞納していた町（市）税に充
てた」とされています。

平成15年と16年分の申告につい
ては旧角館町で、17年分について
は合併直後の仙北市で取り扱った
ものが、今回「所得税還付金不正
受給の疑いあり」として指摘を受
けています。

※

事案の発端は、昨年11月10日投
函で県庁市町村課へ寄せられた投
書です。2日後の11月12日には県
から市に連絡が入り、11月16日・
17日の2日間、総務部長が当時の
角館町税務課長ほか主な職員5名
から聞き取り調査を行っていました。
この時点では事案を確認する
までには至りませんでした。その
後、仙台国税局から調査協力依頼
があり、国税局調査は12月7日か
ら始まっています。調査内容は関
連文書の精査、関係職員からの事
情聴取と伺っています。ただし国
税の調査経過、修正申告の対象者
数・内容・修正金額などの情報は、
ただけていないのが現状です。

※

所得税の確定申告は、納税者本
人が税務署に直接提出するもの
ですが、皆様ご存じのとおり、申
告相談の際には、市町村の職員が
確定申告書を代行し作成していま
す。これは、税理士法の規定によ
り一定期間だけ自治体職員に作成
代行の許可が与えられているもの
です。また地方税法の規定では、

還付金を差し押さえる形で自治体
の口座に直接振り込むことも可能
です。

本事案はこれら一連の手続きの
中で発生した問題で、まさに耳を
疑うような出来事です。

疑惑の解明に対し、これまでも
事実確認作業を行ってきました
が、個別のケースが実在すること
から、いつ頃から、誰が何のため
に違法な書類操作をしたのか、ど
れくらいの件数・金額にのぼるの
か、還付金が滞納していた税に充
てられたとすれば、何の税目にい
くら入ったのか、責任の所在はど
うなるのか等々…。細部にわたる
調査が必要になっています。この
ため、市では事案を専門に扱う独
自の調査機関、「所得税還付等調
査委員会」を2月21日に立ち上げ
ました。弁護士等の助言も受けな
がらの対応になります。

また、以前より原因の究明と是
正が必要とされ、内部調査を行っ
てきた市県民税等の決算額と調定
額との乖離（かいり）についても、本調査
委員会の調査とすることにしまし
た。これは滞納繰越額において、

納付されるべき額と決算書に記載
されている同調定額が相違してい
る事案です。

市民の皆様には、これらの調査
経過を随時お知らせしながら、真
実を明らかにしていくことを約束
します。

※

昨年、国保調整交付金不正受給
問題がやっとの思いで終息し、心
新たに職員の法令遵守意識を徹底
しながら、「市民のために働こう」
と誓った直後の事案発生で、本当
に残念です。疑惑の究明なしには
市民の皆様の市政に対する信頼回
復はあり得ないことを深く認識
し、「真相の徹底解明」に向け強
い決意と覚悟をもって臨みます。

仙北市長

門脇 光浩